

※この一覧は、広島市都市計画関係手数料条例を抜粋したものであり、条例本文をご確認ください。

1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

(1) 住宅【一戸建】

作成：令和7年4月1日

	手数料額			
	適合証(※)等あり	適合証等なし		
		標準計算	誘導仕様・計算併用法	誘導仕様基準
一戸建	5,000 円	38,000 円	28,000 円	19,000 円

(2) 住宅【共同住宅の住戸部分】

住戸部分の戸数	手数料額			
	適合証(※)等あり	適合証等なし		
		標準計算	誘導仕様・計算併用法	誘導仕様基準
1 戸	5,000 円	38,000 円	28,000 円	19,000 円
1 戸を超え 5 戸以下	10,000 円	76,000 円	56,000 円	36,000 円
5 戸を超え 10 戸以下	18,000 円	107,000 円	79,000 円	53,000 円
10 戸を超え 25 戸以下	30,000 円	151,000 円	113,000 円	75,000 円
25 戸を超え 50 戸以下	50,000 円	217,000 円	165,000 円	114,000 円
50 戸を超え 100 戸以下	89,000 円	311,000 円	241,000 円	172,000 円
100 戸を超え 200 戸以下	141,000 円	421,000 円	333,000 円	246,000 円
200 戸を超え 300 戸以下	178,000 円	552,000 円	434,000 円	318,000 円
300 戸を超えるとき	189,000 円	648,000 円	504,000 円	361,000 円

(3) 住宅【共同住宅の共用部分】

床面積 (㎡)	手数料額	
	適合証(※)等あり	適合証等なし
～300 未満	10,000 円	121,000 円
300～2,000 未満	30,000 円	199,000 円
2,000～5,000 未満	89,000 円	310,000 円
5,000～10,000 未満	141,000 円	398,000 円
10,000～25,000 未満	178,000 円	476,000 円
25,000～	222,000 円	554,000 円

(4) 非住宅

床面積 (㎡)	手数料額		
	適合証(※)等あり	適合証等なし	
		工場部分	工場部分を除く部分
～300 未満	10,000 円	121,000 円	266,000 円
300～2,000 未満	30,000 円	199,000 円	425,000 円
2,000～5,000 未満	89,000 円	310,000 円	605,000 円
5,000～10,000 未満	141,000 円	398,000 円	742,000 円
10,000～25,000 未満	178,000 円	476,000 円	874,000 円
25,000～	222,000 円	554,000 円	998,000 円

手数料の考え方

ア 1 棟の建築物全体に係る申請及び複合建築物の住宅部分若しくは非住宅部分に係る申請の考え方の考え方

当該計画に係る部分の床面積・住戸数に応じた手数料額となります。

イ 複合建築物の手数料の考え方（1 棟の建築物全体に係る申請の場合）

複合建築物の申請の手数料は、住宅部分の手数料の額、共用部分の床面積に応じた手数料の額及び非住宅部分の床面積に応じた手数料の額を合計した金額となります。

ウ 変更認定申請及び軽微変更該当証明証の手数料の考え方

上表に該当する手数料額の 2分の1 となります。

※【適合証等】

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(上表(1)、(2)及び(3)に掲げる場合にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を含む。)が発行する都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面になります。